

## 自分自身の研究を回顧する

### －ソ連・ロシアの政治改革に関する研究を中心に－

上野俊彦

#### はじめに

筆者の研究は、1986年4月1日付で防衛庁防衛研究所に採用され、職業としての研究を行うようになって以降<sup>1</sup>、基本的には、ソ連・ロシアの現状分析が中心であった。というのは、1986年4月1日から1992年3月31日までの防衛庁防衛研究所在任中<sup>2</sup>および1992年4月1日から2000年3月31日までの財団法人日本国際問題研究所在任中の併せて14年間、筆者は、政府の外交・安全保障政策の策定に資するため、もっぱら同時代のソ連・ロシアの国内政治情勢の分析をおこなうことを求められたからである。

もっとも、2000年4月1日付で上智大学外国語学部ロシア語学科および大学院外国語学研究科(のちグローバルスタディーズ研究科)国際関係論専攻に教授として着任して以降は、基本的には研究テーマの設定は自由であり、他方で、ロシア語専門教育、ならびにロシア・ソ連の歴史、政治、法律、ロシア・ソ連を中心とする国際関係史等について幅広く教育を行うことが求められることになり、研究の幅は多少広がったと言えるかも知れない。

しかし、大学教員となってからも、政府省庁や政府関係諸機関が組織する種々の研究プロジェクトに参加する機会も多く、また研究者としてスタートしてからの最初の14年間、政府系研究機関に所属していたときに蓄積された経験をその後の研究に活かすことになり、筆者の研究は、依然として、ロシアの現状分析を中心とするものとなった。

ところで、この「現状分析」とはいかなるものか。筆者は、かつて、この「現状分析」について、「現状分析とは、個々の政治事象を、歴史的な文脈の中でとらえ直し、その政治事象を客観的に評価しうる材料を提示し、分析していくことである」、「筆者は、この現状分析を、主たる仕事としてきた。その場合、主として政治事象の背景にある政治の制度的・構造的な側面に着目してきた。つまり、政治事象を、その事象の歴史的経緯やその背後にある状況の制度的分析を通じて、あるいは官報などの客観的資料に依拠して、実証的・客観的に分析しようと試みてきた。そのため、多くの時間を、官報や議事録を読むことに費やし、他方で、選挙結果の数量的分析、世論調査や人口統計などの数字にこだわってきた」と述べたことがある<sup>3</sup>。

それゆえ、筆者の論文(そのほとんどは「現状分析」である)を時系列的に回顧してみることは、おのずとスターリン批判後のソ連・ロシアの政治史の回顧となると言えるかも知れない。そのことは、それなりに意義のあることだと信じて、この小論を書くことにした。しばし、お付き合い願えれば幸甚である。

<sup>1</sup> 筆者が研究を職業としたのは、1986年4月1日付で防衛庁教官・防衛庁防衛研究所第二研究部第二研究室助手に採用されたのが最初である。ちなみに、防衛研究所がソ連研究者を採用したのは久しぶりのことだったようだ。少なくとも、筆者が防衛研究所に着任したとき、文官のソ連研究者は、筆者より20歳年長の宮内邦子氏、および10歳年長の松井弘明氏(のち聖学院大学教授、大東文化大学教授などを歴任)の2人しかいなかった。この前任の2人と筆者の、防衛研究所着任時の年齢は同じではないであろうから、必ずしも10年に1人の採用というわけではない。とはいえ、こういう年齢分布でソ連研究者を採用してきた防衛研究所が、1986年4月1日付で、同時に2人(のち鹿鹿大学教授となる中野潤三氏および筆者)もソ連の政治・外交の研究者を採用したことは、非常に興味深い。このことは、おそらく、1985年3月にゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任し、ソ連国内およびソ連を巡る国際情勢が大きく動き始めたことと関係しているのかも知れない。

<sup>2</sup> この間、1990年3月から1992年2月までの2年間、筆者は、外務省在外公館専門調査員として在ソ連(1992年1月1日以降は在ロシア)日本大使館政務班に勤務している。なお、筆者は、防衛庁防衛研究所に在籍したまま、在ソ連大使館に専門調査員として派遣された。これは、少なくとも現在行われている公募・試験採用による外務省在外公館専門調査員とは採用および派遣の方法がまったく異なる。当時の日ソ関係等を考えてみると、この筆者の在ソ連日本大使館への派遣の方法は極めて興味深い。なお、防衛庁の研究職・教育職から在ロシア日本大使館に派遣された専門調査員が筆者のあと3人続いた。うち2人は、筆者と同様、防衛研究所の研究者であり、他の1人は防衛大学校の教官であった。

<sup>3</sup> 拙著『ポスト共産主義ロシアの政治－エリツィンからプーチンへ』(財団法人日本国際問題研究所、2001年6月)、iii頁。

## 1. 前史

ここで言う「前史」とは、筆者が職業としての研究を始める前の大学院生の時期に公開した論文を指すとともに、ソ連政治史の時期区分に従って言えば、ゴルバチョフ（Михаил Сергеевич Горбачёв）がソ連共産党中央委員会書記長に就任する以前、すなわちソ連における政治改革の本格的な開始以前の時期をも指している。

筆者は、1980年4月に慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程に進学して以降、それまでのロシア革命前後のロシア・ソ連政治史研究<sup>4</sup>から、第2次世界大戦後、とりわけ1956年のスターリン批判<sup>5</sup>以降のソ連政治の研究に、研究対象を移していた。

この段階での筆者のソ連政治研究の方法は、主としてソ連の政治研究者自身によるソ連政治研究を分析するというものであった。筆者が参照したソ連の政治研究者の研究は、単行本のかたちで刊行される論文集や単著のほか、定期刊行物のソ連共産党中央機関紙・機関誌および大学・研究所紀要などに掲載されている論文や評論であった。筆者は、それらの研究を読んでいく作業を通じて、ソ連の政治研究者たちがスターリン批判後のソ連の国家体制およびソ連政治をどのように認識していたのかを探ろうとしたのである<sup>6</sup>。筆者は、その研究を、1982年3月に公開した「ソ連における政治研究の発展」<sup>7</sup>および1984年11月から12月にかけて公開した「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」<sup>8</sup>にまとめた。以下、その概要を紹介する。

### 1.1. ソ連における政治研究の発展

拙稿「ソ連における政治研究の発展」において、筆者は、1960年前後のソ連政治（国家）諸科学会成立の背景、独立した学問分野としての政治学の承認をめぐる論争、マルクス・レーニン主義と実証的経験的社会科学研究との緊張関係に焦点を当てつつ、ソ連における政治研究の発展と現状を明らかにしようとした。

ソ連における政治研究の発展をたどる中で興味深い議論を数多く発見したが、その後のソ連政治の展開を考える上では、1965年2月のソ連政治（国家）諸科学会第4回年次総会における、「共産党の活動の徹底的な研究の必要性」、「社会主義のもとでの一党制と多党制の問題」、「国家権力の地方および中央の諸機関の選挙の・・・複数候補制、複数投票制、多数代表制についての問題」などについての議論は、非常に興味深いものであった<sup>9</sup>。

---

<sup>4</sup> 筆者の修士論文は、「ロシア革命における工場委員会運動について」（1980年1月、未公開）と題し、スターリン死後から1960年代の初めにかけてソ連において新たに刊行され、ボリシェヴィキ中心史観およびスターリンの歪曲から一定程度自由であったと考えられるロシア革命に関する史料等に基づき、工場委員会運動を中心にロシア革命の政治史を再検討したものである。この修士論文は、学部生時代に執筆した「ロシア革命におけるレーニンと労働者民主主義」『政治学研究』（慶應義塾大学法学部政治学科ゼミナール委員会編）第8号（1978年3月20日発行）を基礎にして、その延長線上に執筆されたものである。この学部生時代の論文において筆者が使用したロシア語の一次資料は1919年から1921年にかけて開催された第8回から第10回までのボリシェヴィキ党大会の議事録（*Восьмой съезд РКП(б). Протоколы. М., 1959; Девятый съезд РКП(б). Протоколы. М., 1960; Десятый съезд РКП(б). Стенографический отчёт. М., 1963*）であり、その意味では、ボリシェヴィキ史観を批判しつつも、ロシア語資料の範囲はボリシェヴィキ党の外には広がっていない。他方、修士論文の執筆に際しては、ボリシェヴィキ党以外の諸組織・諸機関の活動を分析するため、上記のボリシェヴィキ党大会の議事録に加えて、より広範囲の資料を収録している歴史資料集（*Великая Октябрьская социалистическая революция. Документы и материалы. 10 том., М., 1957-63; Национализация промышленности в СССР. Сборник документов и материалов 1917-1920 гг. М., 1954*）を利用した。またボリシェヴィキ党大会の議事録についても、権力奪取以前の1917年8月（露暦では7～8月）に開催された第6回党大会の資料集（*Шестой съезд РСДРП(б). Протоколы. М., 1958*）を利用している。

<sup>5</sup> スターリン批判は、一般に、ソ連共産党第20回大会開催中の1956年2月25日にフルシチョフ（Никита Сергеевич Хрущёв）・ソ連共産党中央委員会第一書記によって行われた秘密報告「個人崇拜とその結果について」によって始まったとされている。

<sup>6</sup> 当時のソ連には、公的には、「政治学」（политическая наука）という学問分野（discipline）も、「政治学者」（политолог）も、存在していなかった。存在していたのは、「政治諸科学」（политические науки）であり、政治を研究対象とする法学者、哲学者、歴史学者、経済学者たちであった。なお、ソ連における独立した学問分野としての政治学の承認をめぐる論争それ自体は、以下で紹介する拙稿「ソ連における政治研究の発展」の主要な論点の一つである。

<sup>7</sup> 拙稿「ソ連における政治研究の発展」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』（1982年3月）、91-110頁。

<sup>8</sup> 拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（一）」『法学研究』（慶應義塾大学）第57巻第11号（1984年11月）、41-80頁；拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」『法学研究』（慶應義塾大学）第57巻第12号（1984年12月）、26-47頁。

<sup>9</sup> 前掲拙稿「ソ連における政治研究の発展」97頁。

当時、西側では、一般に、ソ連には言論の自由がなく、現体制に少しでも批判的な、あるいは疑念を差し挟むような言論は厳しく制限されていると考えられていた。しかし、上記の議論を見る限り、だからといって現体制に対してまったく何も意見を差し挟むことができなかつたわけではないことがわかる。上記の議論に見るように、研究者のあいだでは、ソ連共産党それ自体の客観的実証的研究の必要性や選挙制度の研究の必要性が、すでに1960年代半ばの段階において議論されていたのである。

さらに、1960年代半ば以降、世論調査や数量分析などを含む実証的社会科学的研究の実施の必要性が議論され始める。筆者は、1966年の科学アカデミー「国家と法」研究所における「実証的社会・法研究のためのラボラトリー」および「実証的社会研究の諸問題に関する研究会議」の設置、1967年4月にスプーミで開催された「社会研究の数量的方法に関する会議」などに着目したが<sup>10</sup>、こうした社会科学的研究のいわば「科学化」は、必然的に伝統的なマルクス・レーニン主義との理論的な緊張関係をもたらすこととなったものの、その後も、西側の政治学の諸概念とアプローチの研究が活発化し、西側政治学における政治システム論が導入されるなど、ソ連における政治研究は順調に発展し、1979年8月にモスクワで開催された国際政治学会第11回大会で一つの頂点を迎えた。

かくして、筆者は、「システム論の研究の深化の直接的な結果は、現在のソ連においては、マルクス・レーニン主義の理論的相対化、比重の低下と、比較分析、おそらくは東欧の革新的政治体制とのそれによる、ソ連の現存体制の改革への要請となって現れてくるように思われる」と結論づけた<sup>11</sup>。

## 1.2. 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念

拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」は、ブレジネフ期<sup>12</sup>におけるソ連の政治研究者によって、自国の体制を認識するための基本的な分析枠組みとして広く用いられていた「発達した社会主義社会の政治システム」という概念の成立の経緯とその内容を、ソ連の政治研究者および政治指導者の著作を分析することによって明らかにしようとした論文である。

この「発達した社会主義社会の政治システム」という概念は、「発達した社会主義社会」と「政治システム」という2つの概念から構成されている。前者は1960年代以降、ソ連・東欧の社会主義国において成立した概念<sup>13</sup>であり、後者は言うまでもなくイーストン (David Easton) によって提唱され<sup>14</sup>、米国を中心とする「西側」の政治学において発展してきた政治学の概念である。

筆者は、拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」において、ブレジネフ (Леонид Ильич Брежнев) ・ソ連共産党中央委員会書記長が、1977年の論文「共産主義への途上の歴史的道標」の中で、「発達した社会主義社会」の概念を、「発達した社会主義社会は、共産主義構成体の第一段階の範囲内で新しい体制が社会・経済的に成熟する合法的な段階である」、「(発達した社会主義社会において一筆者) 共産主義への漸進的な移行が始まる」、「成熟した社会主義の完成にともなって、この社会の共産主義社会への漸進的な成長転化も進められる」、「発達した社会主義社会の段階は、資本主義から共産主義への途上で比較的長期にわ

<sup>10</sup> 同上、100頁。

<sup>11</sup> 同上、106頁。

<sup>12</sup> ここでは、「ブレジネフ期」を、ブレジネフがソ連共産党中央委員会第一書記 (1966年4月8日から職名を書記長に変更) に就任した1964年10月14日から、彼がソ連共産党中央委員会書記長のまま死亡した1982年11月10日までの時期とする。

<sup>13</sup> ソ連において、「発達した社会主義社会」という用語を公の場で用いた最初期の例として、1965年9月14日にモスクワのクレムリンで開かれたソ連・チェコスロヴァキア友好会議におけるブレジネフ第一書記 (当時) の「共産党の指導の下で、チェコスロヴァキア人民は、発達した社会主義社会を首尾よく作りあげ、それに続く共産主義への移行のための確固たる前提を作り始めている」という発言がある (前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察 (一)」46頁)。これ以降、ソ連では、「発達した社会主義 (社会)」という用語がしばしば用いられるようになった。ブレジネフ自身が、自国ソ連についてこの用語を用いた最初期の例は、1967年11月3日の「大十月社会主義革命50周年記念」の「祝賀会」における「社会主義の偉大な勝利の五十年」と題した報告で、その中で彼は、「我が国に建設された発達した社会主義社会は、『各人はその能力に応じて働き、その労働に応じて受けとる』という原則が支配する社会である」と述べている (同上、47頁)。

<sup>14</sup> Easton, David, *The Political System. An Inquiry into the State of Political Science*, New York: Knopf, 1953.

たる時期をなす」と定義していることを紹介したあと、「こうした発達した社会主義社会の段階の長期性と漸進性の強調は、その結果として、共産主義社会の実現は遠い将来のことであるということを暗黙のうちに示すことになる」と指摘した<sup>15</sup>。

そして、筆者は、ソ連における経済的变化とそれにともなう政治的变化について「発達した社会主義社会」の概念を用いて議論しているソ連の政治研究者の研究を検討したあと、『発達した社会主義社会』の概念は、この社会の発展の漸進性と長期性、あるいは内部的あつれきをともなわない穏やかな変化が強調されるかぎりにおいては、保守的な性格を持っている」が、「ソ連社会がその経済的な発展とともに政治的な変化を見せつつあることに対する一定の認識をも含んでおり、・・・革新的な主張にその一定の基礎を与えている」と概括した<sup>16</sup>。

筆者は、「発達した社会主義社会の政治システム」の概念について、とくに、それが1977年憲法（いわゆるブレジネフ憲法）にその基本的枠組みが提示されていることに着目した<sup>17</sup>。実は、1977年憲法の草案作成過程にソ連の政治研究者が関与しており、それがこの概念がソ連憲法に採用された理由でもあるのだ。「発達した社会主義社会の政治システム」の概念がソ連憲法に導入されたことのもっとも重要な成果の一つは、ソ連共産党の役割と機能について、憲法に規定されたことである。すなわち、1977年憲法は、「ソ連共産党は、ソヴィエト社会の階級かつ先導的な勢力、その政治システムおよび国家組織と社会団体の中核である」（第6条第1項）、「共産党は、社会の発展の基本的な展望およびソ連の内外政策の路線を定め、ソ連国民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のための闘争に計画的で科学的に根拠づけられた性格を与える」（第6条第2項）と規定したのである。

そして、筆者がとりわけ重要だと考えたのは、1977年6月4日に憲法草案が公表されてから10月7日に第9回ソ連最高ソヴィエト第7回臨時会期において憲法最終草案が採択されるまでのあいだの全国民討議の過程で憲法最終草案に追加挿入され、最終的に採択された第6条第3項の規定、すなわち「すべての党組織は、ソ連憲法の枠内で活動する」という規定であった<sup>18</sup>。このソ連憲法第6条第3項の規定は、最も権威あるコメンタール<sup>19</sup>によれば、「党組織が、第一に、国家機関を代行してはならないこと、第二に、憲法およびそれに基づいて採択された法律に違反してはならないこと、を意味している」のであり、従って、「社会主義的適法性は、完全に、共産党にも適用される」という<sup>20</sup>。この「社会主義的適法性」というのは、当時のソ連においては、「例外なくすべての国家機関、経済・社会団体、公務員、国民が、ソ連憲法、共和国および自治共和国憲法、ならびにそれらに基づく現行法令の要請に、正しく不断に従う義務」<sup>21</sup>のことであると説明されていた。したがって、ブレジネフ憲法第6条第3項は、ソ連共産党に憲法および法令の遵守義務を求めたものと理解することができる。

共産党は、1936年憲法（いわゆるスターリン憲法）においては、わずかに団結権（第126条）およびソヴィエト代議員選挙の際の候補者指名権（第141条）に関連して言及されていたに過ぎず、共産党はあたかも憲法の外にある、つまり、憲法に規制されない、いわば超法規的存在だった。ところが、ブレジネフ憲法では、ソ連共産党の役割や機能が規定され、とりわけ、第6条第3項の規定によって、ソ連共産党は、憲法によって規制される制度的枠組みに組み込まれたのである。

もちろん、「社会主義的適法性」の考え方は、「立憲主義」、すなわち、憲法は公権力の担い手の専横から国民の権利を守るためにある、という考え方とは、大きく異なり、憲法や法令の遵守義務を国家機関に対しても、国民に対しても、等しく求めており、さらに、そこに社会主義的という形容詞が付されていることから明らかなよ

<sup>15</sup> 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（一）」51-52頁。

<sup>16</sup> 同上、60-61頁。

<sup>17</sup> 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、27-32頁。

<sup>18</sup> 同上、29頁。

<sup>19</sup> *Конституция СССР. Политико-правовой комментарий*, М., 1982, с. 38.

<sup>20</sup> 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、29頁。

<sup>21</sup> *Краткий политический словарь. Издание шестое, дополненное*, М., 1989, с. 174.

うに、社会主義社会の維持・発展を目指すことが基本的人権よりも優先するとする考え方が存在している。

とはいえ、憲法の規制対象に共産党が組み込まれ、共産党に憲法および法令の遵守義務を求める考え方が成立したことは、立憲主義へと向かう大きな前進であり、その意味は非常に大きかったと言える。

筆者は、拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察」の最後の部分で、「発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、「ソ連の政治研究の基本的枠組みとしてソ連において独自の意義をもってきた。その最も重要な意義は、政治システムを構成する政治的組織として、国家、社会団体、労働集団とならんで共産党を明確に位置づけたことによって、従来の政治研究においていわばタブーの領域にあった共産党の具体的研究に門戸を開いたことである」と指摘し<sup>22</sup>、最後に、「ソ連国内において、一定の批判的ないし現状改革的な見解が、公式の学術文献などに公然と表明されている」、「ソ連は、一枚岩の共産党がそのすみずみにまで影響力を浸透させ、少数の指導者が強力なリーダーシップを発揮し、全国民がその示す方向に一丸となって動いていくといった極めて単純な俗に言うところの『全体主義国家』ではない」と結論づけた<sup>23</sup>。

そして、筆者がこの論文を公刊した直後の1985年3月11日、ゴルバチョフがソ連共産党中央委員会書記長に就任し、ペレストロイカ（建て直し）<sup>24</sup>が始まった。

## 2. ペレストロイカ期

### 2.1. ソ連共産党の改革

筆者が防衛庁防衛研究所に着任する1ヵ月ほど前の1986年2月25日から3月6日にかけて、モスクワでは、ゴルバチョフ書記長のもとで開かれた最初の党大会、すなわちソ連共産党第27回大会が開催されていた。米ソ冷戦下の当時、ソ連の動向は、国際政治において最重要のトピックスと言っても過言ではなく、ソ連共産党大会の開催ともなれば、ソ連指導部の演説、人事を含む党大会の決定事項などが、連日、各国の新聞の国際面で詳しく報じられたものである。

そうした中で、筆者は、15年ぶりに改正された党規約に注目した。「ソ連共産党規約は、党員の義務および権利、党の組織原則、党内活動の規範、党の実践活動の方法を規定する、ソ連共産党の党内活動の基本法である」<sup>25</sup>。その党の基本法、いわば党の憲法が15年ぶりに改正されたのである。

多くの専門家は、ゴルバチョフの動静に最も強い関心を持っていた。それは当然だが、とりわけ饒舌な政治家だったゴルバチョフの、次々と飛び出す興味深い発言を追いかけることだけでよいのか、それだけでソ連で始まった改革がどのようなものであるかということを知ることはできるのか。もちろん、できない。本稿の「はじめに」で筆者が「現状分析」について説明するために拙著を引用したが、まさに「政治の制度的・構造的な側面に着目し」、「制度的分析を通じて」、「実証的・客観的に分析」という作業が必要だと考え始めたのは、この頃からであった。

そして、その最初の作業として、筆者は、拙稿「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－」<sup>26</sup>において、新旧規約の比較を行った。その際、筆者は、数多くの論点を指摘したが、とくに、①第3条において、党員が「いかなる党機関」をも批判することができる、ということが新たに規定されたことなどによって、党内民主化がはかられていること、②第12条において、ソ連法に違反した党員は国家と党に対して「二重の責

<sup>22</sup> 前掲拙稿「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察（二・完）」、46頁。

<sup>23</sup> 同上、47頁。

<sup>24</sup> 「ペレストロイカ」（перестройка）は「再建」「建て直し」という意味のロシア語であり、ゴルバチョフによる改革の代名詞となった。

<sup>25</sup> *Большая советская энциклопедия. 3-е изд., т. 27, М., 1977, с. 123.*

<sup>26</sup> 「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－（上）」『国防』第35巻第12号（1986年12月）；「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－（中）」『国防』第36巻第1号（1987年1月）；「新『ソビエト連邦共産党規約』－旧規約との異同とその意味－（下）」『国防』第36巻第2号（1987年2月）。

任を負う」ことが新たに規定されたことなどによって、党員に対し規律厳守がより強く求められていること、③第42条において、新たに「社会主義的適法性」の「強化」が規定され、また第60条において党が「ソ連憲法の枠内で活動」することが規定されたこと、などに着目した。

かくして、1986年のソ連共産党第27回党大会において採択された新党規約は、1977年のブレジネフ憲法の新规定を反映させつつ、党内民主化および党の憲法・法律への従属を規定し、結果的に見れば、党改革への第一歩となったのである。

その後、筆者は、同時代の一連の論文<sup>27</sup>によって、ソ連共産党の改革が、①地方党委員会書記の複数候補制・秘密投票選挙の実施、②党内被選出ポストの任期制の導入、③党委員会第一書記とソヴィエト議長の兼任、④党中央委員会機構の改革、という4点で進められ、最終的に1990年7月2日から13日にかけて開催されたソ連共産党第28回大会において、「党の連邦制化」、すなわちソ連共産党を中央集権的な組織から各連邦構成共和国党の連合組織へと改組することが決定され<sup>28</sup>、その党大会前後の時期に党員の離党や党の威信の低下が顕著となり、一挙にソ連共産党の解体へと向かったことを明らかにした<sup>29</sup>。

## 2.2. ソヴィエト（議会）の改革

筆者は、ソヴィエトの改革に関しても、同時並行的に研究を進め、一連の論文を執筆している<sup>30</sup>。以下、それらの論文に基づき、当時の筆者の研究の論点の概要を示す。

ゴルバチョフは、ソ連共産党第27回大会における「ソ連共産党中央委員会報告」全6章のうちの第3章を「社会のさらなる民主化、国民の社会主義的自治の深化」と題し、その第3章のほぼ3分の1を、ソヴィエト（議会）の活性化・民主化の問題にあて、「選挙の実践に必要な修正を加える」ことを指摘した<sup>31</sup>。

さらに、翌1987年1月27・28日に開催されたソ連共産党中央委員会総会における「ペレストロイカと党の幹部政策についての報告」において、「労働集団および居住地の選挙人集会および選挙前集会において、通例、複数の候補者が検討されること、1つの選挙区から複数の代議員が選出されるような、より大きな選挙区で選挙が行われること」などの提案があることを明らかにし、「投票手続きから形式主義を排除する必要がある」と指摘した<sup>32</sup>。この提案は、要するに、①候補者指名権を、共産党や労働組合などだけでなく、「居住地の選挙人集会」すなわち組織に属さない一般国民にも与えること、②「1つの選挙区から複数の代議員が選出される」こと、すなわち選挙区をこれまでの小選挙区から大選挙区制へと変更することを提案するものであった。このゴルバチョフの提案を受けて採択された「ペレストロイカと党の幹部政策についての決定」は、「ソヴィエト代議員候補者指名と討議の実践から形式主義の要素を排除し、もっと多くの数の候補者に対する態度を表明し、選挙過程のすべての段階に効果的に参加する可能性を選挙人に与えることが重要である」と宣言した<sup>33</sup>。

<sup>27</sup> ①「ゴルバチョフ政治改革の現在－『エリツィン解任事件』と全連邦党協議会の問題を中心に－」『国防』第37巻第5号（1988年5月）、②「ゴルバチョフ政権下におけるソ連共産党の変化」『法学研究』第63巻第2号（1990年2月）、③「最近のソ連情勢－ソ連共産党中央の制度改革と人事の問題を中心に－」『年報防衛研究1989』第2号（1990年3月）、④「ソ連共産党第19回全連邦協議会以降の党の制度改革と指導部人事」『ソ連・東欧学会年報』第18号（1990年9月）。

<sup>28</sup> 拙稿「ソ連共産党第28回大会をめぐる諸問題」『法学研究』第68巻第2号（1995年2月）を参照。

<sup>29</sup> 拙稿「ソ連共産党解体過程の分析－統計と世論調査から－」『国際政治』第104号（1993年10月）を参照。

<sup>30</sup> ①「ゴルバチョフ政権の政治改革－ソヴェト選挙における複数議席制選挙の問題を中心に－」『国防』第37巻第1号（1988年1月）、②「現代ソ連における党およびソヴェト制改革に関する若干の諸問題」『ソ連・東欧学会年報』第16号（1988年9月）、③「ソ連人民代議員選挙をめぐる諸問題－その制度的側面－（上）、（下）」『国防』第38巻第6号、第7号（1989年6月、1989年7月）、④「Electoral Reform and the 1st Congress of People's Deputies,」*Acta Slavica Iaponica*, Tomus VIII, 1990-3、⑤「ロシアの選挙制度」原暉之編集代表、木戸翁・皆川修吾編集責任『講座「スラブの世界」第5巻スラブの政治』（第6章）（弘文堂、1994年11月）、⑥「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」皆川修吾編『移行期のロシア政治－政治改革の理念とその制度化過程－』（第9章）（溪水社、1999年2月）。

<sup>31</sup> 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」、341-342頁。

<sup>32</sup> 同上、343頁。

<sup>33</sup> 同上、343-344頁。

かくして、1987年6月に実施された地方ソヴィエト<sup>34</sup>選挙で、一部地域の実験選挙区において大選挙区制に基づく競争選挙が実施された<sup>35</sup>。実験選挙区で選出された議員は全体の4%ほどに過ぎなかったが、従来どおりの小選挙区で実施された選挙も含めて、選挙結果には統計的誤差以上の意味のある変化をもたらした。過去2回の地方ソヴィエト選挙の結果と比べて、例えば、更新率すなわち新代議員の比率はかなり高くなっており、またとくに大選挙区では女性や30歳未満の青年は当選しにくくなっていることがわかる<sup>36</sup>。しかし、数字上の変化よりも、心理的な面での変化のほうがはるかに影響が大きかったことが報道からは伺える<sup>37</sup>。

大選挙区制に基づく競争選挙の実験は、選挙人にとってより好ましい、あるいはより有能な代議員を選出できるという点で、ゴルバチョフを始めとするペレストロイカを支持するソ連共産党およびソ連政府の指導部や政治改革を求めるソ連国内の学者やジャーナリストたちによって好意的に評価された。そして、1988年5月23日に開催されたソ連共産党中央委員会総会で採択された「第19回全連邦党協議会のためのソ連共産党中央委員会のテーゼ」は、「ソヴィエトの役割の決定的な向上の必要性を考慮に入れて、選挙制度の改革を実行しなければならない」<sup>38</sup>とし、また同年6月28日から7月1日にかけて開催されたソ連共産党第19回全連邦協議会の「ソヴィエト社会の民主化と政治システムの改革についての決議」は、「ソヴィエトの権威と影響力の復活は、現行の選挙制度の大幅な刷新を必要とする。……候補者の無制限の指名、広範で自由な候補者の審議、議席数を上回る数の候補者を記載する」<sup>39</sup>ことなどを唱えたのである。このほか、ゴルバチョフは、ソ連人民代議員大会を創設し、地域代表750代議員、民族代表750代議員に加えて、社会団体代表750代議員を選出すること、ソ連人民代議員大会が互選により400人ないし450人からなるソ連最高ソヴィエトを選出することを提案した<sup>40</sup>。

ソ連共産党第19回全連邦協議会の提案を受けて1988年11月29日から12月1日にかけて開催されたソ連最高ソヴィエト臨時会期における審議および修正を経て、最終日に、憲法改正とソ連人民代議員選挙法が採択された。憲法の改正条文は12月3日に、ソ連人民代議員選挙法は12月4日にそれぞれ公表された<sup>41</sup>。改正のポイントは以下の通りである<sup>42</sup>。①人民代議員選挙は、小選挙区または大選挙区で行われ（実際には、1989年3月のソ連人民代議員選挙の選挙区は、従来どおり小選挙区のみで実施された）、選挙区選出の代議員のほか、代議員の3分の1は社会団体から選出される。②選挙区選出人民代議員の指名権は、従来の労働集団、社会団体、部隊ごとの軍人集会のほか、居住地の選挙人集会にも与えられる。③選挙区で当選するために必要な票数は選挙人の過半数ではなく投票参加者の過半数とする。いずれの候補者も過半数に達しなかった場合は上位2名による決選投票が行われる。④投票率50%未満の場合、選挙は不成立となる。

こうしてソ連において初めて複数候補による競争選挙となるソ連人民代議員選挙が1989年3月26日に実施

<sup>34</sup> 地方ソヴィエトとは、連邦構成共和国および自治共和国の最高ソヴィエト（最高会議）の下位のソヴィエトの総称で、辺区、州、自治州、自治管区、地区、市、市内区、町、村の人民代議員ソヴィエトの総称である。

<sup>35</sup> 選挙結果の概要については、前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ペレストロイカにおける競争選挙の導入—」、356-359頁を参照。なお、1987年6月21日を投票日とする地方ソヴィエト選挙では、ソ連全体で2,251,273の選挙区がつけられ、その1.3%にあたる23,141の実験選挙区で大選挙区制に基づく競争選挙が実施され（他の選挙区は従来どおりの小選挙区）、全国で選出された2,321,766人の代議員のうち、4.06%にあたる94,317人の代議員が大選挙区で選出されたが、小選挙区において選挙人の過半数票を獲得した候補者がいない、大選挙区において同数票の候補者がいるため当選人を確定できない、選挙が無効または不成立（理由は不明）などのため、欠員が小選挙区で555議席、大選挙区で133議席あった（*Правда*, 25 июня 1997, с. 1-2; *Правда*, 27 июня 1997, с. 4）。

<sup>36</sup> 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ペレストロイカにおける競争選挙の導入—」、357-358頁。

<sup>37</sup> 同上、352-355頁。

<sup>38</sup> 同上、360頁。

<sup>39</sup> 同上、361頁。

<sup>40</sup> 同上。

<sup>41</sup> 同上、363頁。

<sup>42</sup> 同上、363-364頁。

された<sup>43</sup>。選挙結果は極めて興味深いものとなった<sup>44</sup>。まず、1984年のソ連最高ソヴィエト選挙のときには58.9%だった更新率が、88.1%に上昇した。つまり、大半の代議員が新人であり、再選された代議員は11.9%しかいなかったということになる。また、当選者の社会的構成（職業、性別など）を改選前と比較すると、さらに興味深い事実が判明する。それは以下の通りである。①「党員・党員候補の比率が71.4%から87.0%に上昇した。②「学術、大学、教育関係者」、「国民保健関係者」、「文化、芸術関係者」、「マスコミ関係者」の比率が9.3%から27.5%に上昇した。③「下級管理者」の比率が6.6%から25.3%に上昇した。④「高度専門技術者・知識人」の比率が6.0%から10.2%に上昇した。⑤「労働者、一般コルホーズ員、非専門家職員」の比率が45.9%から22.1%に低下した。⑥「党機関、労働組合、コムソモール（共産主義青年同盟）機関の勤務員」（いわゆる専従党員）の比率が17.9%から10.5%に低下した。

以上のことから、競争選挙の導入は、ソ連人民代議員における党機関勤務員の減少と、高度専門職・下級管理者・知識人・文化人の増加をもたらした。ペレストロイカの担い手は、まさにこの後者の人々であったのである。ちなみに、経歴から見て、党機関勤務員の代表がゴルバチョフであり、高度専門技術者の代表がエリツィン（Борис Николаевич Ельцин）であり、ゴルバチョフからエリツィンへの最高指導者の交代は、その象徴的な出来事であったと言えなくもないであろう<sup>45</sup>。さらに、競争選挙の導入は、ソ連の人事制度であったノーメンクラトゥーラ制を崩壊させ、民族・地域の利益と連邦全体の利益との乖離をもたらし、最終的に多民族国家ソ連を束ねていた一枚岩の共産党を解体させ、結果的にソ連解体へと至る遠因となったのである。

### 2.3. ソ連共産党の解体からソ連国家の解体へ

1989年3月のソ連人民代議員選挙における競争選挙の導入は、結果的にソ連共産党の解体を導くことになったが、筆者は、この過程をソ連共産党に関する統計と党員の意識調査から分析した論文を執筆している<sup>46</sup>。

筆者は、まず党員数の1989年以降の党員数の顕著な減少を指摘した<sup>47</sup>。すなわち、党員数は、1989年1月1日から翌1990年1月1日までの1年間に259,605人減少した（対前年比マイナス1.3%）。この減少は1953年から1954年にかけて32,361人（同じくマイナス0.5%）の減少があって以来のことである。しかし、その後の1990年1月1日から1991年1月1日までの1年間の減少は致命的で、2,712,117人の減少となっている（同マイナス14.1%）。

1990年の党員数の減少について、時期ごとの離党者数を示すデータを見ると、1～6月が272,923人、7～9月が527,339人、10～12月が1,009,162人となっており、第28回党大会の開催された7月以降に離党者が急速に増大していることがわかる<sup>48</sup>。また、それらのデータから離党者の半数以上が労働者であることがわかり、また党員数の減少が特定の地域の減少ではなく普遍的な減少であることを示すデータもある。

ソ連共産党規約によれば、党員は、全員、いずれかの初級党組織に所属しており、日常の党活動はもちろん、入党・離党といった手続きも初級党組織を通じておこなわれる。したがって、初級党組織数は、党員数とともに、党勢を示す重要な指標の一つである。この初級党組織数は、1990年から1991年にかけて、アゼルバイジャン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン各共和国共産党を除く、ソ連の連邦構成共和国共産党で減少

<sup>43</sup> とはいえ、1,500ある選挙区のうち、候補者が1人しか立候補しなかった選挙区が399（26.6%）あり、3人以上の候補者が立候補した選挙区は149（9.9%）しかなく、残りの952（63.5%）の選挙区は立候補者が2人であった（前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ペレストロイカにおける競争選挙の導入—」、367頁）。

<sup>44</sup> 前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ペレストロイカにおける競争選挙の導入—」、367-377頁。

<sup>45</sup> ゴルバチョフの経歴については、『CIS [旧ソ連地域]』（自由国民社、1995年7月）の筆者執筆部分の203-207頁、エリツィンの経歴については、同じく278-282頁を参照。

<sup>46</sup> 前掲拙稿「ソ連邦共産党解体過程の分析—統計と世論調査から—」。

<sup>47</sup> 同上、18頁。

<sup>48</sup> 同上、19頁。



している<sup>49</sup>。初級党組織の減少は、たんなる党員数の減少ではなく、初級党組織そのものの解体を意味するので、重要な問題である。とくに、グルジア（現ジョージア）、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、エストニア各共和国共産党は、初級党組織数を二桁以上の比率で減少させており、このことは共和国の独立志向の強さと符合している。なかでも、リトアニアの5分の1以下への減少は驚異的である。しかし、より重要なのは、ソ連共産党の中核をなす、ロシア、ウクライナ、カザフスタン各共産党といった大党組織、とくにロシア共和国共産党において、初級党組織数が減少していることである。ロシア共和国共産党における初級党組織の減少は、共和国の独立志向の強まりということの反映ではなくて、ソ連共産党それ自体の弱体化を意味するからである。

筆者はまた、ソ連共産党に関するソ連共産党員の意識調査および世論調査に着目した<sup>50</sup>。党員に対する意識調査によると、離党理由の上位を、「党に対する不信感」や「党活動に参加することにメリットがない」といった理由が占めており、党の権威が低下していると感じている党員が多数を占めていることも明らかになっている<sup>51</sup>。また、ソ連共産党への国民からの投書や口頭の申し入れも減少していることから、また一般国民に対する世論調査でも、軍や国家保安委員会（KGB）は「まったく信頼せず」よりも「全面的に信頼する」が多いが、ソ連共産党は1990年以降「まったく信頼せず」のほうが多く、しかもその数が増加していることから、一般国民のあいだでのソ連共産党の権威の低下が顕著であることがわかる<sup>52</sup>。

そして、筆者は、複数候補制選挙によるソ連人民代議員大会、実質的な審議をおこない立法機能を果たすようになったソ連最高ソヴィエト、大統領制の導入と大統領会議（安全保障会議）等の新しい国家機関の創設により、これまでソ連共産党中央委員会政治局が持っていた諸利益集団の利益の集約・調整機能と政策決定機能が低下するとともに、中央委員会機構の改編とノーメンクラトゥーラ制の廃止によるソ連共産党中央委員会書記局の人事管理および幹部の選抜・配置機能、情報収集機能が弱化したこと、こうした制度変更の結果生じた、ソ連共産党がこれまで果たしてきた諸機能の喪失と国家機関へのシフトという要因も、ソ連共産党の弱体化の大きな要因となった、と指摘した<sup>53</sup>。

さらに、1990年7月のソ連共産党第28回大会における「党の連邦制化」、具体的にはソ連共産党中央委員会政治局をソ連共産党最高幹部およびソ連大臣会議議長（首相）を含む重要閣僚によって構成される政策決定機関から、ソ連の各共和国共産党中央委員会第一書記の合議制機関に改組したことにより、ソ連共産党は、中央集権的な一枚岩の党であることをやめ、各共和国共産党の連合組織に変化してしまったことで、最終的にソ連共産党の解体へと至ったと結論づけた<sup>54</sup>。

### 3. ソ連解体後のロシアにおける連邦制をめぐる諸問題

#### 3.1. ソ連解体からロシア連邦憲法制定までの連邦制をめぐる諸問題

筆者は、ロシアの連邦制あるいは中央・地方関係をめぐる諸問題について、一連の論文<sup>55</sup>を執筆している。ここ

---

<sup>49</sup> 同上、24頁。

<sup>50</sup> 同上、21-32頁。

<sup>51</sup> 同上、23頁。

<sup>52</sup> 同上、27-31頁。

<sup>53</sup> 同上、31頁。

<sup>54</sup> 同上、32-33頁。

<sup>55</sup> ①「ロシアの法制－中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、②「大統領選挙後のロシア内政－連邦構成主体首長選挙と政府改造－」『国際問題』第448号（1997年7月）、③「ロシアの『連邦制』－中央・地方関係の力学－」木村雅昭・廣岡正久編著『国家と民族を問いなおす』（第4章）（ミネルヴァ書房、1999年5月15日）、④「プーチンの統治スタイルと地方政策」『ロシアの内政－連邦制および中央・地方関係の諸問題－』（財団法人日本国際問題研究所平成12年度外務省委託研究報告書、2001年3月）、⑤「プーチン政権下の連邦制度改革と行政改革」『プーチン大統領の進める焦眉の制度改革（政治面）』（財団法人日本国際問題研究所平成15年度外務省委託研究報告書、2004年2月）、⑥「プーチン政権下における連邦制の改編」『季報国際情勢』第76号（2006年2月）、⑦「ロシアの内政改革に関する政策決定過程－立法過程を中心に－」『ロシア研究会報告書』（財団法人日本国際問題研究所、2009年3月）、⑧「ロシアにおける連邦制改革－プー

では、まず、1993年のロシア連邦憲法制定までの連邦制をめぐる諸問題について扱った論文「ロシアの『連邦制』—中央・地方関係の力学—」の内容を概観する。

筆者は、この論文において、ソ連の解体から新生ロシアの国家形成の時期にかけての連邦制をめぐる以下の諸問題、すなわち、①ソ連の結成および拡大の歴史的経緯、②ソ連の1989年国勢調査による、ソ連における人口10万人以上の民族別人口およびロシア共和国における人口10万人以上の民族別人口、ならびに各民族構成体(連邦構成共和国、自治共和国、自治州)の民族構成、③ソ連末期の新連邦条約締結の経緯<sup>56</sup>、④ソ連末期のロシア共和国における連邦条約締結の経緯、⑤ロシア共和国およびソ連解体後のロシア連邦における新憲法の制定過程<sup>57</sup>、について分析している。

この論文を執筆したときの筆者の問題意識は、多民族の連邦制国家であったソ連邦が15の連邦構成共和国ごとに分裂・解体したのに対して、同じく多民族の連邦制国家であるロシア連邦がなぜ分裂・解体しなかったのか、ということであった。その問題を解明するために筆者は、ソ連を構成していた諸民族の民族構成と、ロシア連邦を構成する諸民族の民族構成との相違が、ソ連が分裂・解体し、ロシア連邦が分裂・解体しなかったことの原因ではないかと考えたために、ソ連およびロシアの民族統計を調査し、ロシア連邦憲法制定過程におけるロシア連邦内の共和国の権限をめぐる争点を明らかにしたのである。

かくして筆者は、この論文では、以下の3点、すなわち、①ソ連の解体、すなわちソ連の連邦構成共和国の独立は、カザフスタン以外の14の連邦構成共和国がいずれも名称民族が人口の過半数を占めていることから、民族組成の点からは、一定の合理性があったこと、②ロシア連邦の解体は、1989年の国勢調査時においてロシア共和国を構成する31民族構成体(16自治共和国、5自治州、10自治管区)のうち、名称民族が人口の過半数を占めるのは6民族構成体(4自治共和国、2自治管区)に過ぎなかったことから、民族組成の点から見て合理性がなく、その可能性は低かったこと、③ロシア連邦政府は、新憲法採択のための国民投票の投票率および絶対賛成票率(投票率に賛成票率を掛け合わせた値)が低い共和国<sup>58</sup>に対する譲歩として、連邦中央と共和国その他の連邦構成主体<sup>59</sup>とのあいだの権限区分条約を締結して、独立志向の強い共和国などに一定の譲歩をせざるを得なかったこと、を明らかにした。

### 3.2. ロシア連邦憲法制定以降の連邦制をめぐる諸問題

ここでは、ロシア連邦憲法制定以降の連邦制をめぐる諸問題について扱った論文「ロシアにおける連邦制改革：プーチンからメドヴェージェフへ」の概要を紹介する。

筆者は、この論文の冒頭において、以下のことを指摘した<sup>60</sup>。

①1993年12月のロシア連邦憲法採択のための国民投票の実施後、投票率および絶対賛成票率の低かった独立志向の強い共和国に対して懐柔のために行われた政治的・経済的譲歩を伴う権限区分条約の締結が、「連邦憲法と連邦執行権力の権威の喪失ないし権力の空洞化」をもたらした。

②1995年12月の国家会議(下院)選挙でロシア連邦共産党が第1党となり、さらにその半年後の1996年6月の大統領選挙でエリツィンとジューガーノフ(Зюганов, Геннадий Андреевич)共産党議長とが接戦を演じるとい

---

チンからメドヴェージェフへ」『スラブ・ユーラシア研究報告集 No.2 体制転換研究の先端的議論』(北海道大学スラブ研究センター、2010年4月)、⑨「第二次プーチン政権下のロシア政治」溝端佐登史編著『ロシア近代化の政治経済学』(第3章)(文理閣、2013年4月)。

<sup>56</sup> 1991年8月19日のクーデター未遂事件の勃発により最終的には調印されなかった。

<sup>57</sup> ソ連解体から2年後の1993年12月12日に国民投票により採択されたロシア連邦憲法の制定過程は、ソ連末期の1990年6月16日のロシア共和国最高会議憲法委員会の発足に始まる。

<sup>58</sup> ソ連の解体時に、ロシア共和国、正式にはロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国は、ロシア連邦に国名を変更し、また内部の自治共和国および自治州(ユダヤ人自治州を除く)は、共和国となった。

<sup>59</sup> ロシア連邦を構成する共和国、辺区、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区を総称して連邦構成主体と呼ぶ。

<sup>60</sup> 前掲拙稿「ロシアにおける連邦制改革—プーチンからメドヴェージェフへ」、2-3頁。

う情勢を背景に、政局の安定のため、エリツィン政権が、連邦会議（上院）の支持取り付け、すなわち上院メンバーである各連邦構成主体の執行機関の長（首長）と立法機関の長（議会議長）に譲歩する必要性が生じ、共和国以外の辺区・州などの連邦構成主体とのあいだでも権限区分条約が締結されるようになり、連邦執行権力の空洞化がさらに進んだ。

③1998年8月の金融危機がその空洞化に拍車をかけることになったこと、すなわち各連邦構成主体が、金融危機に際して域内住民の生活防衛のために商品流通の制限・流通への課税・域内通貨とも言えるクーポンの発行・価格統制などを実施したことにより、連邦政府の財政・金融政策の実施が困難となり、連邦構成主体の執行機関の長である首長が大きな経済的権限を持つに至った。

④したがって、この頃から、連邦の憲法・法律と、連邦構成主体の憲法（憲章）・法律とのあいだの不適合が目立つようになった。

筆者が指摘した以上のような連邦執行権力の「空洞化」は、1998年金融危機後に就任したプリマコフ（Евгений Максимович Примаков）政府議長によって歯止めがかけられることになった<sup>61</sup>。すなわち、プリマコフ政府議長は、1999年1月26日、当時89<sup>62</sup>あった連邦構成主体の首長を招集して「連邦関係の発展問題に関する全ロシア会議」を開催し、「連邦関係の改善と国家の強化がロシア連邦の課題である」とし、連邦構成主体首長の任命制を含む「垂直的な執行権力システム」の確立のための改革を提案したのである。この提案は、連邦構成主体首長の任命制の導入こそエリツィン大統領の反対によって実現できなかったが、連邦執行権力の「空洞化」の元凶であった権限区分条約については、1999年6月24日付「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の連邦構成主体とのあいだの管轄事項および権限の区分の原則および手続きについてのロシア連邦法」第119号によって、その締結が制限されることとなり、また権限区分条約による管轄事項の再配分も禁止されることになったのである<sup>63</sup>。

さらに、2000年5月7日にプーチン（Владимир Владимирович Путин）が大統領に就任すると、中央集権制の強化という方向で連邦制改革が開始された。それは以下のようなものであった<sup>64</sup>。

①いくつかの連邦構成主体指導部に対して、連邦構成主体の法律を改正してロシア連邦憲法に合致させるよう求める一連の大統領令を発令した。

②2000年5月13日付大統領令第849号により、大統領全権代表を連邦構成主体ごとに置く方式を改め、全国を7つの連邦管区、すなわち、中央連邦管区（中心都市モスクワ）、北西連邦管区（サンクト・ペテルブルク）、南方連邦管区（ロストフ・ナ・ダヌー）、沿ヴォルガ連邦管区（ニジニ・ノヴゴロド）、ウラル連邦管区（エカチェリンブルク）、シベリア連邦管区（ノヴォシビルスク）、極東連邦管区（ハバロフスク）に分け、そこに大統領全権代表を置く制度を導入した。

③2000年8月5日付「連邦会議編成手続法」により、連邦会議（上院）のメンバーは各連邦構成主体の立法機関と執行機関から1人ずつ選出されることとなり、連邦構成主体の首長と立法機関議長が自動的に連邦会議（上院）メンバーとなるこれまでの仕組みが改められた。

<sup>61</sup> 同上、4-5頁。

<sup>62</sup> ロシア連邦の連邦構成主体の数は、国民投票によりロシア連邦憲法が採択された1993年12月12日の段階では89であったが、2003年以降、ベルミ州とコミ・ベルミヤキヤ自治管区とが合併してベルミ辺区に（住民投票実施日 2003.12.7/ 憲法的法律制定日 2004.3.25/ 合併施行日 2005.12.1）、クラスノヤルスク辺区とタイムィリア（ドルガノ・ネネツィヤ）自治管区とエヴェンキヤ自治管区とが合併してクラスノヤルスク辺区に（2005.4.17/ 2005.10.14/ 2007.1.1）、カムチャトカ州とコリヤキヤ自治管区が合併してカムチャトカ辺区に（2005.10.23/ 2006.7.12/ 2007.7.1）、イルクーツク州とウスチオルダ・ブリャーチヤ自治管区が合併してイルクーツク州に（2006.4.16/ 2006.12.30/ 2008.1.1）、チタ州とアガ・ブリャーチヤ自治管区が合併してザバイカリエ辺区に（2007.3.11/ 2007.7.21/ 2008.3.1）、それぞれ統合されたため、連邦構成主体の数は83に減少した。しかしその後、2014年3月21日付「クリミア共和国のロシア連邦への編入、ならびにクリミア共和国およびセヴァストープォリ連邦的意義を有する市をロシア連邦の新しい連邦構成主体として設立することについての連邦の憲法的法律」第6号により、クリミア共和国およびセヴァストープォリ市がロシア連邦に編入されたことにより85に増加した。

<sup>63</sup> 前掲拙稿「ロシアにおける連邦制改革—プーチンからメドヴェージェフへ」、45頁。

<sup>64</sup> 同上、6-12頁。

④2004年12月11日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法』の修正補足法」第159号により、連邦大統領によって提案された連邦構成主体首長候補を当該連邦構成主体議会において承認する手続きの導入、すなわち連邦大統領による連邦構成主体首長任命制が導入された。ただし、この制度は、2005年12月31日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』第18条および『政党についてのロシア連邦法』修正法」第202号によって、連邦構成主体議会の第一党が連邦構成主体首長の候補者に相応しい人物を選定し、当該議会に対して、その人物を連邦構成主体首長の候補者として連邦大統領に提案することの承認を求めるという手続きが導入された。この結果、連邦構成主体首長候補者の提案は、まず当該議会第一党が提案し、それを当該議会が承認したのち、その候補者が大統領に提案され、大統領がそれを受けて、再び当該議会に首長候補者を提案するという制度に変更された。

かくして、1999年初頭の段階でプリマコフが提案した「垂直的な執行権力システム」の構築は、2004年12月の連邦構成主体首長の任命制の導入により、最終的な完成を見たのである。しかしながら、連邦構成主体首長の任命制については、与党「統一ロシア」が連邦議会国家会議（下院）で議席の過半数を安定的に維持できるようになっただけでなく、ほとんどの連邦構成主体議会でも過半数の議席を獲得できるようになり、与党「統一ロシア」を通じて、連邦中央の政策の地方での実施が担保されるに至ったことでその役割を終え、2012年5月2日付「『ロシア連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法』の修正についての連邦法」第40号によって、連邦構成主体首長の公選制が復活されることになったのである<sup>65</sup>。

## おわりに

この小論は、サブタイトルにあるとおり、ソ連・ロシアの政治改革に関する筆者の研究を概観したものである。こうしてあらためて、ソ連期から現在に至るまでの政治改革の歴史を概観してみると、やはりソ連期とその後とで、改革の主要なテーマが変化していることが分かる。ソ連期は、ソ連共産党とソヴィエトの多元主義化・競争選挙の導入（あえて「民主化」<sup>66</sup>とは言わない）、すなわち「普通の国」（あえて「民主主義国」とは言わない）への移行といったことが政治改革の主要なテーマであったのに対して、ソ連解体後は、この小論ではあまり触れることができなかったが、多元主義化・競争選挙を当然の前提とする「普通の国」の憲法であるロシア連邦憲法が制定される際の連邦制のあり方が政治改革の主要なテーマであったことがわかる。「普通の国」の経験が浅く、しかも野党が国家会議（下院）第一党であるという状況下で政局の安定をはかるといふ短期的政治目標の達成<sup>67</sup>の

<sup>65</sup> 前掲拙稿「第二次プーチン政権下のロシア政治」、81-82頁。

<sup>66</sup> 筆者は、かつてロシア政治研究に際して「民主化」ないし「民主主義」といった概念を用いることに対して、その概念の多様性ゆえに、疑問を提示したことがある。拙稿「ロシア—『民主化』論と地域研究—」岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究—民主化の多様な姿—」（第4章）（日本経済評論社、2004年6月）を参照。

<sup>67</sup> 連邦執行権力と連邦議会との関係については、筆者は、以下の研究を発表している。①「エリツィン『過渡期』政権の『制度化過程』」『海外事情』第40巻第10号（1992年10月）、②「大統領と議会—ロシア内政・1992年の回顧と展望」『ロシア政治システムの転換と外交に対するインパクト』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、③「ロシアの法制—中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』（財団法人日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993年3月）、④「エリツィン『過渡期』政権の政治システム—ロシア政治研究の新しい視角の模索—」『ソ連・東欧学会年報』第21号（1993年6月）、⑤「大統領府と議会」『スラブ研究センター研究報告シリーズNo.47 エリツィン政権下の政治システム』（1993年6月）、⑥「ロシア大統領と議会の政治権力の制度化をめぐる対立」『国際問題』第399号（1993年6月）、⑦「エリツィン政権の機能と構造」『エリツィン大統領のロシア—その評価と展望—』（財団法人日本国際問題研究所平成6年度外務省委託研究報告書、1995年3月）、⑧「1998年3月政変をめぐる諸問題」『海外事情』第46巻第9号（1998年9月）、⑨「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係—1997年秋から1998年夏までの政局を中心に—」『旧ソ連の地域別研究（ロシア内政を中心に）』（財団法人日本国際問題研

ために連邦制を推し進めたところ、「行き過ぎた分権化」ないしは「疑似封建制化」とでも言うべき体制ができあがってしまい、連邦中央の政策が実施できなくなるという事態が生じたのがエリツィン政権期であり、さすがにそれではまずいということで、エリツィン政権末期に、ロシア連邦共産党を中心とする野党によって形成されたプリマコフを首班とする政府<sup>68</sup>が、「行き過ぎた分権化」を是正し、「垂直的な執行権力」の形成すなわち中央集権制の強化を進めることになったのは、すでに述べたとおりである。興味深いのは、2000年以降のプーチン大統領によって実施されていった連邦制に関連する改革は、この野党主導のプリマコフ首班の政府の政策をそのまま継承したものであるということである。

さらに、プーチン大統領は、そもそもエリツィン政権が連邦構成主体とその利益代表とも言うべき連邦会議（上院）に譲歩した原因が、与党が国家会議（下院）の第一党になることが一度もなかったという事実、すなわちエリツィン政権がつねに少数派の政権であったという事実に着目し、1999年12月の国家会議選挙<sup>69</sup>で共産党に次ぐ第二党となった「統一」党と、第三党となった「祖国—全ロシア」を合同させ、与党「統一ロシア」を創設した。すなわち、ソ連解体後のロシア連邦で、初めて与党が第一党になったのは2000年、プーチン大統領就任の年だったのである。このことにより、プーチン大統領は、安定した政局を維持しつつ、自身の政策を推進することが可能となったのである。

かくして、プーチン政権下で推し進められた連邦制の改革、筆者はこれを取りあえず中央集権制の強化と考えているが、この改革の中心は、連邦構成主体首長が連邦政府の政策を受け入れ、当該連邦構成主体で着実に実施していく体制を作り上げることであった。この問題は、「普通の国」であれば、連邦構成主体レベルの政治に与党のチャンネルを通じて影響力を行使していくという方法によって行われるのであるが、ソ連末期の1990年に複数政党制が導入されて10数年しか経っておらず、しかもエリツィン政権下の国家会議で与党がつねに少数派であったために、与党が連邦構成主体レベルの政治に影響力を持つことはほとんどなかったこと、また2000年に多数派として立ち上がったばかりの歴史の浅い与党「統一ロシア」では、まだ「普通の国」の与党のようにはできなかったこと、これらの理由によりプーチン大統領は、直接に大統領が連邦構成主体首長に影響力を行使できる制度を構築し、最終的に2004年12月には連邦構成主体首長の公選制を廃止したと考えられる。

しかし、その間、徐々に与党「統一ロシア」の政党としての組織形成が進み、2005年12月からは、それまでの大統領による事実上の任命制であった連邦構成主体首長の選任を、連邦構成主体議会第一党が事実上選任の主導権を持つ任命制に変更することが可能になった。この背景には、もちろん、そのときすでに多くの連邦構成主体議会で「統一ロシア」が第一党になっていたという事情が存在している。

そしてさらに、「統一ロシア」の組織形成が進み、多くの連邦構成主体議会で安定的に「統一ロシア」が第一党であり続けることが可能となった段階、すなわち2012年の段階で、連邦構成主体首長の公選制が復活したのである。

こうして、プーチン政権下の連邦制改革は、一段落したと考えられる。今後は、プーチン政権下で進められて

---

究所平成10年度外務省委託研究報告書、1998年11月）、⑩前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第2、4、7章。

<sup>68</sup> プリマコフは、エリツィン大統領の推薦ではなく、当時の国家会議（下院）第一党のロシア連邦共産党とリベラル系野党の「ヤーブラコ」の推薦により（形式的には大統領が下院に推薦する形式にはなっていない）、政府議長になった人物であり、その際、ロシア連邦共産党は工業担当と農業担当の二人の政府副議長を、「ヤーブラコ」は財務大臣を入閣させている。したがって、プリマコフを首班とする政府は、エリツィン大統領の下で成立した唯一の野党を基盤とする政府である。この経緯の詳細は、前掲拙稿「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係—1997年秋から1998年夏までの政局を中心に—」および前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第7章を参照。

<sup>69</sup> 1999年国家会議議員選挙については、以下の拙稿を参照。①「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」『ロシアの内政動向（1999年議会選挙と2000年大統領選挙への展望）』（財団法人日本国際問題研究所平成11年度外務省委託研究報告書、2000年3月）、②「1999年国家会議議員選挙」『ロシア研究』第30号（2000年4月）、③前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第5章。

きたものの、この小論では扱わなかったそのほかの改革、とくに政党法<sup>70</sup>、大統領選挙法、国家会議議員選挙法<sup>71</sup>、連邦会議編成方法などの改正が、さらに新たな展開を見せることになると考えられる。また、2004年から2005年にかけての「カラー革命」、2013年以降のウクライナ政変<sup>72</sup>に対する国内的な対応として、外国の内政干渉によって国内政局が不安定化することに対する強い警戒心を背景に、インターネットを含むメディアや政治活動を行う市民団体などに対する法規制の強化が進められてきているが<sup>73</sup>、そうした法制度の下で、いかに自発的な市民活動を発展させ、あるいは立憲主義を実現していくのかが、今後の主要な問題となってくるであろう。

前述のプーチン政権下で進められた中央集権制の強化や連邦構成主体首長公選制の廃止などの政策は、国内的に見れば合理的な政策であったと考えられるし、メディアや政治活動団体に対する規制や、無届けデモや集会に対する罰則なども、日本における同様の法規制に比べてとくに厳しいわけではないように思えるが、それにもかかわらず、これらを「プーチンの強権政治」、「民主化の逆行」、「言論弾圧」として批判する論調は、冷戦下でソ連政治研究を始めた筆者としては、「世間は相も変わらず」としか言いようがないが、だからこそ、ロシア政治研究は、なお一層の実証性が必要な研究分野であると言えよう。筆者のこれまでの研究が、実証的なロシア政治研究の発展に多少なりとも貢献できたとすればうれしいのだが。

---

<sup>70</sup> 政党法については、筆者は、「ロシアの『政党法』と政党制—プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景—」横手慎二・上野俊彦編『ロシアの市民意識と政治』（第1章）（慶應義塾大学出版会、2008年1月）を発表している。

<sup>71</sup> 大統領選挙法・国家会議（下院）議員選挙法およびそれらの選挙結果の分析については、筆者は、以下の研究を発表している。①「ロシア新議会選挙をめぐる諸問題」『ロシア研究』第18号（1994年4月）、②前掲拙稿「ロシアの選挙民主主義—ベレストロイカにおける競争選挙の導入—」、③「1995年12月国家会議議員選挙までの経緯」『1995年ロシア連邦国家院選挙の研究』（財団法人日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書、1996年3月）、④「1995年12月国家会議議員選挙」『ロシア研究』第22号（1996年4月）、⑤「1996年ロシア大統領選挙」『大統領選後のロシア政局の行方』（北海道大学スラブ研究センター「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告輯第15号、1996年9月）、⑥「ロシアの1995年国家会議選挙と1996年大統領選挙の結果の分析」『ロシア・東欧学会年報』第25号（1997年4月）、⑦「大統領選挙後のロシア内政—連邦構成主体首長選挙と政府改造—」『国際問題』第448号（1997年7月）、⑧「ロシアの地方議会選挙の動向」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第71号（1999年3月）、⑨前掲拙稿「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」、⑩前掲拙稿「1999年国家会議議員選挙」、⑪前掲拙著『ポスト共産主義ロシアの政治—エリツィンからプーチンへ—』第5章、⑫「ロシアの内政動向—2003年12月国家会議選挙と2004年3月大統領選挙を中心に—」『国際問題』第531号（2004年6月）、⑬「プーチン政権下の内政改革の現状と展望—地方選挙と世論の動向をふまえて—」『国際情勢紀要』（社団法人国際情勢研究会）第77号（2007年2月）、⑭「下院選から大統領教書、そして改革へ?—2011年12月下院選に対する『不正のない選挙のために』運動の意味とその影響—」『ロシアにおけるエネルギー・環境・近代化』（財団法人日本国際問題研究所、2012年3月）、⑮「ロシア連邦の下院選挙制度」『日本選挙学会年報 選挙研究』31-1（2015年7月）。

<sup>72</sup> ウクライナ政変については、筆者は、「ウクライナ問題を考える視点」『ユーラシア研究』No. 51（2014年11月）を発表している。

<sup>73</sup> 非政府団体・非営利団体の規制、集会・示威行進の規制、メディア規制に関連する法制度については、筆者は、①「2005年12月のいわゆる『NGO関連法』修正法』の制定過程について」『ロシアの政策決定—諸勢力と過程』（財団法人日本国際問題研究所、2010年3月）、②「第2次プーチン政権の『民主化度・非民主化度』」『ロシアの政治システムの変容と外交政策への影響』（財団法人日本国際問題研究所、2013年3月）を発表している。

## 年 譜

生年月日：1953年7月8日

### 学歴

- 1973年3月 東京都立国立高等学校卒業
- 1974年4月 慶應義塾大学法学部政治学科入学
- 1978年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程入学
- 1980年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程修了
- 1980年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程入学
- 1983年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程単位取得・満期退学

### 職歴

- 1986年4月 防衛庁防衛研究所助手
- 1990年7月 防衛庁防衛研究所所員
- 1992年4月 財団法人日本国際問題研究所研究員
- 1993年4月 財団法人日本国際問題研究所主任研究員
- 2000年4月 上智大学外国語学部教授（～2019年3月）
- 2003年4月 上智大学外国語学部ロシア語学科長（～2007年3月）
- 2009年4月 上智大学外国語学部長（～2011年3月）
- 2010年4月 上智学院評議員（～2012年3月）
- 2014年4月 上智大学大学院グローバルスタディーズ研究科国際関係論専攻主任（～2015年3月）

### その他の職歴（兼務）

- 財団法人日本国際問題研究所研究会委員（1987-6～1988-3、1988-5～1989-3）
- 慶應義塾大学法学部非常勤講師（1989-4～1990-3、2016-4～2017-3）
- 在ソ連日本国大使館専門調査員（1990-3～1992-2）
- 上智大学外国語学部非常勤講師（1993-4～2000-3）
- 東京都立大学法学部非常勤講師（1993-4～1993-9、1994-10～1995-3、1995-10～1996-3、1996-10～1997-3、1997-10～1998-3、1998-10～1999-9、2000-4～2000-9、2001-10～2002-3、2002-10～2003-3、2003-10～2004-3、2004-10～2005-3）
- 社団法人国際情勢研究会非常勤研究員（1997-9～1998-3、1999-4～2000-3、2001-4～2008-3）
- 九州大学大学院法学研究科客員教授（1999-4～2000-3）
- 西南学院大学法学部非常勤講師（1999-4～2000-3）
- 慶應義塾大学通信教育部非常勤講師（1999-9～1999-12）
- 財団法人日本国際問題研究所客員研究員（2000-4～2003-8）
- 大学評価・学位授与機構学位審査会臨時専門委員（2000-6～2001-3、2001-5～2002-3）
- 首都大学東京都市教養学部非常勤講師（2005-10～2006-3）
- 東京大学法学部非常勤講師（2006-4～2007-3、2013-4～2014-3）

### 学会および社会活動

- 北海道大学スラブ研究センター共同研究員（1992-10～2017-3）

ロシア・東欧学会理事（1997-10～2016-6）  
ロシア・東欧学会事務局長（2000-10～2003-10）  
ロシア・東欧学会代表理事（2009-10～2015-10）  
ロシア・東欧学会会計監事（2018-10～）  
財団法人世界平和研究所「新たな日露関係の構築に関する調査研究」プロジェクト委員（2000-8～2001-2）  
内閣府独立行政法人評価委員会委員（2005-6～2015-3）  
内閣府独立行政法人評価委員会委員長（2013-8～2015-3）  
日本学術会議連携会員（2011-10～2017-9）  
外務省派遣ロシア連邦議会国家会議（下院）選挙国際選挙監視員（1995-12、1999-12、2007-12、2011-12）  
外務省派遣ロシア連邦大統領選挙国際選挙監視員（1996-6、2008-3、2012-3）  
外務省派遣ウクライナ大統領選挙国際選挙監視員（2004-12）  
外務省派遣ベラルーシ大統領選挙国際選挙監視員（2015-10）

#### 受賞歴

2008年5月5日 ロシア連邦中央選挙委員会よりギレンコ（N. M. Girenko）記念メダル授与

#### 単著（専門分野に関するもの）

1. 『ポスト共産主義ロシアの政治－エリツィンからプーチンへ－』財団法人日本国際問題研究所、2001-6

#### 単著（報告書）

1. 『過渡期におけるエリツィン政権の構造』(財)日本国際問題研究所平成4年度外務省委託研究報告書、1993-3
2. 『エリツィン政権下におけるロシア政治の構造と変動』(財)日本国際問題研究所平成5年度外務省委託研究報告書、1994-3
3. 『ロシアの内政動向－下院選挙後のロシア情勢と大統領選挙に向けて－』(財)日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書、1996-3
4. 『1996年ロシア連邦大統領選挙とロシア内政動向の研究』(財)日本国際問題研究所平成8年度外務省委託研究報告書、1996-9

#### 編著・共著（分担執筆）

1. 『講座「スラブの世界」第5巻スラブの政治』原暉之編集代表、木戸蒨・皆川修吾編集責任、弘文堂、1994-11（第6章「ロシアの選挙制度」）
2. 『CIS [旧ソ連地域]』コーディネーター：横手慎二、自由国民社、1995-7（第II章1「ソ連政治の史的展開」、2「ソ連の政治制度－ソビエトと共産党の機能と構造－」、第III章2「ゴルバチョフの政治改革」、第IV章1「ロシアの政治改革」）
3. 『移行期のロシア政治－政治改革の理念とその制度化過程－』皆川修吾編、溪水社、1999-2（第9章「ロシアの選挙民主主義－ペレストロイカにおける競争選挙の導入－」）
4. 『国家と民族を問いなおす』木村雅昭・廣岡正久編著、ミネルヴァ書房、1999-5（第4章「ロシアの『連邦制』－中央・地方関係の政治力学－」）
5. 『[新版] エリア・スタディ入門－地域研究の学び方－』加藤普章編、昭和堂、2000-6（第2章「ソ連・ロシア」）
6. 『アクセス地域研究I－民主化の多様な姿－』岸川毅・岩崎正洋編、日本経済評論社、2004-6（第4章「ロシア－『民主化』論と地域研究－」）
7. 『ロシアの市民意識と政治』横手慎二・上野俊彦編、慶應義塾大学出版会、2008-1（第1章「ロシアの『政党法』」）



と政党制—プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景—)

8. 『慶應義塾創立 150 年記念法学部論文集 慶應の政治学 地域研究』慶應義塾大学出版会、2008-12 (「プーチン政権下の政治改革」)
9. 『外国研究の現状と未来』吉田研作編、上智大学出版、2010-3 (第 2 部 2 「ロシア現代政治入門」)
10. 『ロシア近代化の政治経済学』溝端佐登史編著、文理閣、2013-4 (第 3 章「第二次プーチン政権下のロシア政治」)

#### 論文

1. 「ロシア革命におけるレーニンと労働者民主主義」『政治学研究』(慶應義塾大学法学部) 第 8 号、1978-3
2. 「ロシア革命における工場委員会運動について」(修士論文)、未公刊、1980-1
3. 「ソ連における政治研究の発展」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第 16 号、1982-3
4. 「ソ連における政治研究の現状 — 政治システム概念の導入をめぐる —」『ソ連・東欧学会年報』第 11 号、1983-9
5. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論の成立とその内容」『ソ連・東欧学会年報』第 12 号、1984-9
6. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論への一考察 (一)、(二・完)」『法学研究』(慶應義塾大学) 第 57 巻第 11 号、第 12 号、1984-11、1984-12
7. 「ソ連における『国家管理理論』と行政改革」『ソ連・東欧学会年報』第 14 号、1986-9
8. 「新『ソビエト連邦共産党規約』—旧規約との異同とその意味— (上)、(中)、(下)」『国防』第 35 巻第 12 号、第 36 巻第 1 号、第 2 号、1986-12、1987-1、1987-2
9. 「ゴルバチョフ政権の政治改革—ソヴェート選挙における複数議席制選挙の問題を中心に—」『国防』第 37 巻第 1 号、1988-1
10. 「ゴルバチョフ政治改革の現在—『エリツィン解任事件』と全連邦党協議会の問題を中心に—」『国防』第 37 巻第 5 号、1988-5
11. 「現代ソ連における党およびソヴェート制改革に関する若干の諸問題」『ソ連・東欧学会年報』第 16 号、1988-9
12. 「ソ連人民代議員選挙をめぐる諸問題—その制度的側面— (上)、(下)」『国防』第 38 巻第 6 号、第 7 号、1989-6、1989-7
13. 「ゴルバチョフ政権下におけるソ連共産党の変化」『法学研究』第 63 巻第 2 号、1990-2
14. 「最近のソ連情勢—ソ連共産党中央の制度改革と人事の問題を中心に—」『年報防衛研究 1989』第 2 号、1990-3
15. "Electoral Reform and the 1st Congress of People's Deputies," *Acta Slavica Iaponica*, Tomus VIII, 1990-3
16. 「ソ連共産党第 19 回全連邦協議会以降の党の制度改革と指導部人事」『ソ連・東欧学会年報』第 18 号、1990-9
17. 「『八月政変』後のロシアの政治機構」『ソ連研究』第 14 号、1992-3
18. 「エリツィン『過渡期』政権の『制度化過程』」『海外事情』第 40 巻第 10 号、1992-10
19. 「大統領と議会—ロシア内政・1992 年の回顧と展望」『ロシア政治システムの転換と外交に対するインパクト』(財団法人日本国際問題研究所平成 4 年度外務省委託研究報告書) 1993-3
20. 「ロシアの法制—中央と地方の権限分割」『ロシア連邦極東地域研究』(財団法人日本国際問題研究所平成 4 年度外務省委託研究報告書) 1993-3
21. 「エリツィン『過渡期』政権の政治システム—ロシア政治研究の新しい視角の模索—」『ソ連・東欧学会年報』第 21 号、1993-6

22. 「大統領府と議会」『スラブ研究センター研究報告シリーズ No.47 エリツィン政権下の政治システム』1993-6
23. 「ロシア大統領と議会の政治権力の制度化をめぐる対立」『国際問題』第399号、1993-6
24. 「ソ連邦共産党解体過程の分析－統計と世論調査から－」『国際政治』第104号、1993-10
25. 「ロシア新議会選挙をめぐる諸問題」『ロシア研究』第18号、1994-4
26. "The Process of Dissolution of the Communist Party of the Soviet Union: A Statistical Analysis," *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol. VI, No. 1, Summer 1994.
27. 「ソ連邦共産党第28回大会をめぐる諸問題」『法学研究』第68巻第2号、1995-2
28. 「エリツィン政権の機能と構造」『エリツィン大統領のロシア－その評価と展望－』（財団法人日本国際問題研究所平成6年度外務省委託研究報告書）1995-3
29. 「1995年12月国家会議議員選挙までの経緯」『1995年ロシア連邦国家院選挙の研究』（財団法人日本国際問題研究所平成7年度外務省委託研究報告書）1996-3
30. 「1995年12月国家会議議員選挙」『ロシア研究』第22号、1996-4
31. 「1996年ロシア大統領選挙」『大統領選後のロシア政局の行方』（北海道大学スラブ研究センター「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告輯第15号）1996-9
32. 「ロシアの1995年国家会議選挙と1996年大統領選挙の結果の分析」『ロシア・東欧学会年報』第25号、1997-4
33. 「大統領選挙後のロシア内政－連邦構成主体首長選挙と政府改造－」『国際問題』第448号、1997-7
34. 「1998年3月政変をめぐる諸問題」『海外事情』第46巻第9号、1998-9
35. 「エリツィン政権下の執行権力と立法権力の関係－1997年秋から1998年夏までの政局を中心に－」『旧ソ連の地域別研究（ロシア内政を中心に）』（財団法人日本国際問題研究所平成10年度外務省委託研究報告書）1998-11
36. 「ロシアの地方議会選挙の動向」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第71号、1999-3
37. 「1999年国家会議選挙法の概要と1999年12月国家会議選挙結果」『ロシアの内政動向（1999年議会選挙と2000年大統領選挙への展望）』（財団法人日本国際問題研究所平成11年度外務省委託研究報告書）2000-2
38. 「1999年国家会議議員選挙」『ロシア研究』第30号、2000-4
39. 「プーチン政権下のロシア国内政治」『国際問題』第485号、2000-8
40. 「プーチンの統治スタイルと地方政策」『ロシアの内政－連邦制および中央・地方関係の諸問題－』（財団法人日本国際問題研究所平成12年度外務省委託研究報告書）2001-3
41. 「プーチン政権の特質とロシアの将来」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第72号、2001-7
42. 「プーチン政権とロシア国内情勢」『ロシア・東欧学会年報』第29号、2001-10
43. 「プーチン政権の人事研究」『プーチン政権下のロシアの内政動向－プーチン政権2年目の総括－』（財団法人日本国際問題研究所平成13年度外務省委託研究報告書）2002-2
44. 「プーチン政権の対チェチニア政策」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第73号、2002-12
45. 「プーチン政権下の連邦制度改革と行政改革」『プーチン大統領の進める焦眉の制度改革（政治面）』（財団法人日本国際問題研究所平成15年度外務省委託研究報告書）2004-2
46. 「ロシアの内政動向－2003年12月国家会議選挙と2004年3月大統領選挙を中心に－」『国際問題』第531号、2004-6
47. 「プーチン政権下における連邦制の改編」『季報国際情勢』（社団法人国際情勢研究会）第76号、2006-2
48. 「プーチン政権下の内政改革の現状と展望－地方選挙と世論の動向をふまえて－」『国際情勢紀要』（社団法人国際情勢研究会）第77号、2007-2
49. 「プーチン政権下におけるロシアの政党制の展開」『国際情勢紀要』（社団法人国際情勢研究会）第78号、2008-

50. 「プーチン政権下の政治改革とメドヴェージェフ大統領」『ロシア・ユーラシア経済－研究と資料－』（ユーラシア研究所）第911号、2008-6
51. 「ロシアの内政改革に関する政策決定過程－立法過程を中心に－」『ロシア研究会報告書』（財団法人日本国際問題研究所）2009-3
52. 「メドヴェージェフ大統領の政治改革－2008年度教書演説における政治改革提案をめぐって」『国際問題』第580号、2009-4
53. 「2005年12月のいわゆる『「NGO関連法」修正法』の制定過程について」『ロシアの政策決定－諸勢力と過程』（財団法人日本国際問題研究所）2010-3
54. 「ロシアにおける連邦制改革－プーチンからメドヴェージェフへ－」『スラブ・ユーラシア研究報告集 No. 2 体制転換研究の先端的議論』（北海道大学スラブ研究センター）2010-4
55. 「下院選から大統領教書、そして改革へ？－2011年12月下院選に対する『不正のない選挙のために』運動の意味とその影響－」『ロシアにおけるエネルギー・環境・近代化』（財団法人日本国際問題研究所）2012-3
56. 「第2次プーチン政権の『民主化度・非民主化度』」『ロシアの政治システムの変容と外交政策への影響』（財団法人日本国際問題研究所）2013-3
57. 「ウクライナ問題を考える視点」『ユーラシア研究』No. 51、2014-11
58. 「ロシア連邦の下院選挙制度」『日本選挙学会年報 選挙研究』31-1、2015-7
59. 「プーチン体制と日露関係の行方」『ロシアNIS調査月報』第60巻第7号、2015-7

#### 学会発表

1. 「ソ連における政治研究の現状－政治システム概念の導入をめぐって－」ソ連・東欧学会第11回大会（於：北海道大学）、1982-9-10
2. 「ソ連における『発達した社会主義社会の政治システム』論の成立とその内容」ソ連・東欧学会第12回大会（於：徳山大学）、1983-9-10
3. 「ソ連の行政学について」日本国際政治学会、1984年度秋期研究大会ソ連東欧分科会（於：日本大学法学部）、1984-10-27
4. 「ソ連における『国家管理理論』と行政改革」ソ連・東欧学会第14回大会（於：南山大学）、1985-9-6
5. 「現代ソ連における党およびソヴェート制改革に関する若干の諸問題」ソ連・東欧学会第16回大会（於：広島大学）、1987-10-4
6. 「ソ連・東欧における改革と変動－政治・権力構造：党中央の改革と人民代議員選挙－」ソ連・東欧学会第18回大会（於：神戸大学）、1989-10-1
7. 「ロシア・東欧－今後の展望：内政：エリツィン過渡期政権の『制度化過程』」ソ連・東欧学会第21回大会（於：東京大学）、1992-10-2
8. 「ロシア下院議員・大統領選挙の結果分析」ロシア・東欧学会第25回大会（於：新潟大学）、1996-10-5
9. 「プーチン政権とロシア国内情勢」ロシア・東欧学会第29回大会（於：神奈川大学）、2000-10-21

#### 評論・その他

1. 「ベレストロイカって知ってるかい？」『読書のいづみ』第34号、1988-3
2. 「ソ連の政治と数字」『三田評論』第900号、1989-2
3. 「ソ連における最高政治指導者の交代」『三田評論』第907号、1989-10
4. 「モスクワに暮らして」『たちばな』1991-8-20
5. 「エリツィン政権はぜい弱ではない－批判は多いが見当たらないライバル－」『世界週報』1992-4-7

6. 「旧ソ連諸国家－その現状、将来および適切な政策についての考察－」『Ditchley News』第32号、1993-1
7. 「大統領と議会 力関係が焦点」『日本経済新聞』1993-3-22 夕刊
8. 「新ロシア」『信濃毎日新聞』1993-6-16 朝刊
9. 「議会は民主化を阻止できない」『週刊東洋経済』1993-6-19
10. 「エリツィン転換期政権の1年－回顧と展望」『上智大学ロシア研究シリーズ(5) 日露・日ソ関係の200年』1993-7
11. 「大統領 強硬姿勢は続かず」『日本経済新聞』1993-9-22 夕刊
12. 「新体制の『建設者』になりうるか。旧体制の『破壊者』 エリツィン」『週刊東洋経済』1993-10-23
13. 「エリツィン派はロシア新議회를制するか」『世界週報』1993-11-16
14. 「ロシア経済の底力」『信濃毎日新聞』1993-11-25 朝刊
15. 「CIS」『地歴と地図資料』1994-1
16. 「日ロ関係」『1994年百科年鑑』(平凡社) 1994-4
17. 「ロシア自民党の力を西側は過大評価－新データで分析する国民投票・新議会選挙結果」『世界週報』1994-5-10～17
18. 「日ロ関係」『1995年百科年鑑』(平凡社) 1995-4
19. 「エリツィン」、「ソ連行政区画[ソ連解体後]」、「[ソ連行政区画] 図－旧ソ連邦構成国の現在の行政区画」『世界民族問題事典』(平凡社) 1995-9
20. 「日ロ関係」『1996年百科年鑑』(平凡社) 1996-4
21. 「エリツィン大統領再選 後継者選び難航で共産党政権復活も」『東京新聞』1996-7-5 朝刊
22. 「第2期ロシア連邦・連邦議会国家会議選挙を監視して」『スラブ・ユーラシアの変動：その社会・政治的諸局面 平成7年度冬期研究報告会報告集』(北海道大学スラブ研究センター) 1996-7
23. 「ロシア連邦大統領選挙を監視して」『JIIA ニュースレター』No. 72、1996-7
24. 「ロシア大統領選挙に勝利したエリツィン：後継者育成が第2期の最大課題」『週刊東洋経済』1996-8-3
25. 「エリツィンはこうして勝利した－データで見るロシア大統領選挙－」『世界週報』1996-8-20～27
26. 「1996年ロシア大統領選挙」『ユーラシア研究』第13号、1996-10
27. 「大統領選挙後のロシア内政」『国際資源』1997-2
28. 「インターネット分科会」『ロシア・東欧学会年報』第25号、1997-4
29. 「日ロ関係」『1997年百科年鑑』(平凡社) 1997-4
30. 「議会選挙」、「議会の機構と党派」『情報総覧 現代のロシア』大空社、1998-1
31. 「適任見当たらず後継者選び難航も」『日本経済新聞』1998-3-24 朝刊
32. 「日ロ関係」『1998年百科年鑑』(平凡社)、1998-4
33. 「エリツィン訪日と日露関係」『グローバル・ヴィジョン』1998-4
34. 「政府総辞職の背景」『グローバル・ヴィジョン』1998-5
35. 「川奈・日露首脳会談の成果」『グローバル・ヴィジョン』1998-6
36. 「キリエンコ新政府は前途多難」『グローバル・ヴィジョン』1998-7
37. 「ロシア新政府のプロフィール」『JIIA ニュースレター』No. 84、1998-7
38. 「ロシア新政府の危機克服プログラム」『グローバル・ヴィジョン』1998-8
39. 「炭鉱労働者はなぜ鉄道を止めるのか」『グローバル・ヴィジョン』1998-9
40. 「キリエンコ政府からプリマコフ政府へ」『グローバル・ヴィジョン』1998-10
41. 「ロシア情勢のあいまいさ」『グローバル・ヴィジョン』1998-11
42. 「小淵総理のモスクワ訪問」『グローバル・ヴィジョン』1998-12
43. 「ユマーシェフ大統領府長官の解任」『グローバル・ヴィジョン』1999-1～2

44. 「アギンスキー・ブリヤーチア」、「アジャーリア」、「アディゲア」、「アブハジア」、「アルタイ (ロシア連邦)」、「イングーシェチア」、「ウスチ・オルディンスキー・ブリヤーチア」、「ウラジカフカス」、「エベンキ (ロシアの地名)」、「エリツィン」、「沿海地方」、「カバルディノ・バルカリア」、「カラチャエボ・チェルケシア」、「カルムイキア」、「北オセチア」、「クラスノダール」、「クラスノヤルスク」、「グユムリ」、「コリヤーク (ロシアの地名)」、「サハ (ロシアの地名)」、「ザポロージェ」、「シベリア」、「ジュガーノフ」、「スタブロポリ」、「スレドネコリムスク」、「タイミル」、「ダゲスタン」、「チェチェン」、「チェルノムイルジン」、「チュコト」、「トゥイバ」、「トゥバ」、「ドゥジンカ」、「ドニエプロペトロフスク」、「ナゴルノ・カラバフ」、「ナゴルノ・カラバフ戦争」、「ナヒチェバン」、「ハカシア」、「ハバロフスク」、「ハンティ・マンシ」、「ハンティ・マンシイスク」、「バトゥーミ」、「ブリヤーチア」、「マリウポリ」、「南オセチア」、「モルドバ共和国」、「ヤ布林スキー」、「ヤマロ・ネネツ」、「ユダヤ人自治州」、「ルハンスク」、「ロストフ・ナ・ドヌー」『小学館ニッポニカ百科事典 CD-ROM 版』1999-1
45. 「ウソも百編言えばホントになる？ロシア報道」『グローバル・ヴィジョン』1999-3
46. 「共産党攻勢に危機感」『東京新聞』1999-5-13 朝刊
47. 「マスコミ戦略、西の常識超える ロシア下院選」『朝日新聞』1999-12-21 朝刊
48. 「Who is Putin?」『JIA ニュースレター』No. 94、2000-3
49. 「旧ソ連圏の紛争」樺山紘一編『新・社会人の基礎知識』（新書館）2000-4
50. 「サミット直前に意味」『日本経済新聞』2000-6-10 朝刊
51. 「プーチン政権の特質とロシアの将来」『外交フォーラム』2000-12
52. 「プーチンの人事政策」『JIA ニュースレター』No. 114、2002-1
53. 「エリツィン」、「プーチン」『新訂増補版 世界民族問題事典』（平凡社）、2002-11
54. 「議会制度」、「行政区分：現代ロシア」、「政治警察：現代ロシア」、「選挙」、「プーチン」、「ヤ布林スキー」、「連邦保安庁」、「現代人名：ガイダル」、「国名：ロシア連邦：政治」、「国名：ロシア連邦：2003年12月の下院選暫定結果」『[新版] ロシアを知る事典』（平凡社）、2004-1
55. 「プーチン政権下のロシア内政：成果と課題」財団法人世界経済情報サービス（ワイス）研究報告書『アジアの安全保障と日本』2005-3
56. 「プーチン高支持とその背景 『民主化後退』の真相」『The Daily NNA』2006-1-3
57. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2006～2007年版』（ダイヤモンド社）2006-6
58. 「当面は国家安定の要に ロシア下院選、与党圧勝」『朝日新聞』2007-12-4 朝刊
59. 「どうなるロシア政局 事実上のプーチン体制継続か」『The Daily NNA』2008-1-7
60. 「機能するか2人体制」『毎日新聞』2008-1-11 朝刊
61. 「大統領選後のロシアの新体制—メドヴェージェフ・プーチン・タンドム—」『外交フォーラム』2008-2
62. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2008～2009年版』（ダイヤモンド社）2008-6
63. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2008-2009』（朝雲新聞社）2008-7
64. 「グルジア紛争 情勢と展望は 対日政策 ロシア軟化も」『日本経済新聞』2008-8-23 朝刊
65. 「ロシアの議会選挙と大統領選挙を視察して」『ソフィア』（上智大学）第57巻第3号、2009-3
66. 「ロシア・東欧の歴史と社会」『ヨーロッパ研究のすすめ』（上智大学外国語学部）、2009-4
67. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2009-2010』（朝雲新聞社）2009-7
68. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2010-2011』（朝雲新聞社）2010-7
69. 「ロシア 内政」平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2011-2012』（朝雲新聞社）2011-8
70. 「与党敗北の背景 公正ロシアの躍進に注目」『毎日新聞』2011-12-13 朝刊

71. 「ソ連崩壊20年 強権で復活、光と影」『毎日新聞』2011-12-19 朝刊
72. 「7日『北方領土の日』 経済交流で関係強化」『北海道新聞』2012-2-5 朝刊
73. 「露大統領選 国民は安定を望んだ」『毎日新聞』2012-3-6 朝刊
74. 「プーチン復帰後のロシア 石油依存脱却が焦点 領土問題では軟化せず」『日本経済新聞』2012-4-29 朝刊
75. 「領土、短期解決は困難」『北海道新聞』2012-5-8 朝刊
76. 「プーチン新政権の課題」『日本経済新聞』2012-6-10 朝刊
77. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2012～2013 年版』(ダイヤモンド社) 2012-6
78. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2012-2013 進む対中包囲網、交代する指導者たち』(朝雲新聞社) 2012-7
79. 「北方問題交渉の行方 四島返還こだわるべきか」『上智新聞』2012-10-1
80. 「日ロ次官級協議 極東開発 譲歩導いて」『北海道新聞』2013-8-21 朝刊
81. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2013-2014 混迷の日米中韓 緊迫の尖閣、南シナ海』(朝雲新聞社) 2013-8
82. 「『落とし所』焦点に」『北海道新聞』2014-2-9 朝刊
83. 「ウクライナ新政府発足 新政権 難しいかじ取り 歴史的な背景 対立の遠因」『沖縄タイムス』ほか(『共同通信』配信) 2014-2-28 朝刊
84. 「プーチン氏、妥協探る道も」『朝日新聞』2014-3-8 朝刊
85. 「どう見る プーチン大統領演説 既成事実固める狙い」『毎日新聞』2014-3-20 朝刊
86. 「日ロ関係 停滞余儀なく」『北海道新聞』2014-3-20 朝刊
87. 「クリミア編入はいったいなぜ起きたのか」『Men's non-no』(集英社) 2014-5
88. 「プーチン氏発言 真意は 制裁と領土は別 強調」『北海道新聞』2014-6-2 朝刊
89. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2014～2015 年版』(ダイヤモンド社) 2014-6
90. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2014-2015 再起する日本 緊張高まる東、南シナ海』(朝雲新聞社) 2014-7
91. 「クリミア半島 歴史の旅」『青淵』(公益財団法人渋沢栄一記念財団) 第785号、2014-8
92. 「プーチン氏 本音どこに」『毎日新聞』2014-9-19 夕刊
93. 「リレー・エッセイ 『私にとっての外国』3『ロシア』『ソフィア』(上智大学) 第61巻第3号、2014-12
94. 「ウクライナ危機によせて」『ロシア・東欧研究』(ロシア・東欧学会年報第43号) 2014
95. 「双方の強硬派 どう抑える」『讀賣新聞』2015-2-13 朝刊
96. 「平和条約交渉 今が有利」『北海道新聞』2015-3-17 朝刊
97. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2015-2016 対立深まる南シナ海 進む日米越比協力』(朝雲新聞社) 2015-7
98. 「『北方領土』または南クリルにおける国境線画定の問題によせて」『SPUTNIK』2015-9-28
99. 「慎重な駆け引き必要」『北海道新聞』2016-5-8 朝刊
100. 「日露首脳会談を高く評価する3つの理由とは」『SPUTNIK』2016-5-12
101. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2016～2017 年版』(ダイヤモンド社) 2016-6
102. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2016-2017 探るアジアのパワーバランス 連携進める日米豪印』(朝雲新聞社) 2016-7
103. 「ロシア 内政」西原正(監修) 平和・安全保障研究所編『年報 アジアの安全保障 2017-2018 高まる北朝

鮮の脅威 透明欠く米中関係』(朝雲新聞社) 2017-7

104. 「正教世界とロシア」、「皇太子ニコライの来日」、「国際関係の中のロシア」上智大学外国語学部ロシア語学科編『上智大学外国語学部シリーズ 地域研究のすすめ ロシア・ユーラシア編 2018 年』(上智大学外国語学部) 2018-3
105. 「ロシアの政治と経済」『地球の歩き方 ロシア ウクライナ ベラルーシ コーカサスの国々 2018～2019 年版』(ダイヤモンド社) 2018-6

#### 文献紹介

1. 「ベ・ペ・クラシヴィーリ『ペレストロイカの諸様相』(『ソヴェート国家と法』1987年第12号、3～12頁)」『新防衛論集』第16巻第1号、1988-6
2. 「思い出の三冊、私の書棚から」『窓』1997-3
3. 「今を読み解く プーチン新政権の課題 資源依存の経済構造」『日本経済新聞』2012-6-10 朝刊

#### 書評

1. 「皆川修吾著『ロシア連邦議会—制度化の検証：1994-2001—』(溪水社、2002年、191ページ)」『ロシア・東欧学会年報「ロシア・東欧研究」』第31号、2003-10
2. 「小森田秋夫編『現代ロシア法』(東京大学出版会、2003年、344+ixページ)」『ロシアユーラシア経済調査資料』No. 861、2004-3
3. 「塩川伸明著『冷戦終焉20年—何が、どのようにして終わったのか』(勁草書房、2010年、iii+246+viiiページ)」『国際政治』第167号、2012-1
4. 「横手慎二編著『ロシアの政治と外交』(放送大学教育振興会、2015年、228頁)」『ロシア・東欧研究』ロシア・東欧学会年報第44号(2015年版)、2016-3
5. 「油本真理著『現代ロシアの政治変容と地方—「与党の不在」から圧倒的一党優位へ—』(東京大学出版会、2015年2月、ix+290頁+35頁)」『東北アジア研究』第20号、2016-3

#### 翻訳と資料紹介

1. 「『非常事態法体制に関するソ連邦の法律』と『他民族法』について(上)、(下)」『国防』第39巻第8号、第10号、1990-8、1990-10

#### 翻訳

1. セルゲイ・マルコフ「大統領の栄光と苦難：ポスト・コミュニズム時代のリーダー」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年春季号(通巻第7号)
2. 「ロシア連邦共産党復活大会：ロシア各紙より」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年春季号(通巻第7号)
3. ウェンディ・スレーター「新しい役割を模索するロシア正教会」『季刊クオ ソ連・東欧はどこへ』1993年秋季号(通巻第9号)
4. ウラジミール・バラノフスキー「ロシアとその近隣諸国：紛争の進展と解決の努力」『SIPRI年鑑1995/上』(メイナード出版) 1996-1

#### 共訳

1. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊1』1993-10
2. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊2』1994-6
3. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊2』1994-6

4. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊 3』1995-4
5. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊 3』1995-4
6. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊 4』1995-11
7. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊 4』1995-11
8. アレクサンドル・コズロフ「ロシアにおける国家権力構造の連邦制原理」『ロシア研究』第 24 号、1997-4
9. 「ロシア連邦法律リスト」『ロシア研究別冊 5』1997-4
10. 「ロシア連邦大統領令リスト」『ロシア研究別冊 5』1997-4
11. 秋野豊「ロシアの南方政策－中央アジアの十字路におけるロシア、ウズベキスタン、中国」(原文英語)『ロシア研究』第 28 号、1999-4

#### 座談会

1. 「新『二月革命』に再生かける」『中國新聞』ほか(『共同通信』配信)1990-2-9 朝刊
2. 「総選挙後のロシア情勢を読む」『月刊社会党』通巻第 464 号、1994-3
3. 「権力の空白が混乱をもたらす－国家機構崩壊の瀬戸際に立つロシア」『外交フォーラム』通巻第 66 号、1994-3
4. 「転換期の 10 年－回顧と展望」『ロシア研究』第 20 号、1995-4
5. 「エリツィン氏再選」『西日本新聞』、『信濃毎日新聞』ほか(『共同通信』配信)1996-7-5 朝刊
6. 「ロシアの今－政治、経済、社会」『ソフィア』(上智大学)第 57 巻第 3 号、2009-3

#### シンポジウム・国際会議(報告を行なったもの)

1. 「ロシア政治改革の推移と展望」韓蘇問題研究所第 2 回韓日国際シンポジウム基調報告(於：韓国外交安保研究院)、1992-11-13
2. 「北東アジアの国際情勢」第 8 回日本国際問題研究所・韓国外交安保研究院共催日韓国際問題シンポジウム(於：韓国慶州現代ホテル)、1993-7-20～22
3. 「1993 年 12 月 12 日新議会選挙後のロシア政治」第 9 回日本国際問題研究所・韓国外交安保研究院共催日韓国際問題シンポジウム(於：日本国際問題研究所)、1994-7-20～21
4. 「エリツィン“過渡期”政権の機能と構造」上智大学外国語学部ロシア語学科ハルピン学院顕彰基金主催シンポジウム(於：上智大学)1995-3-11